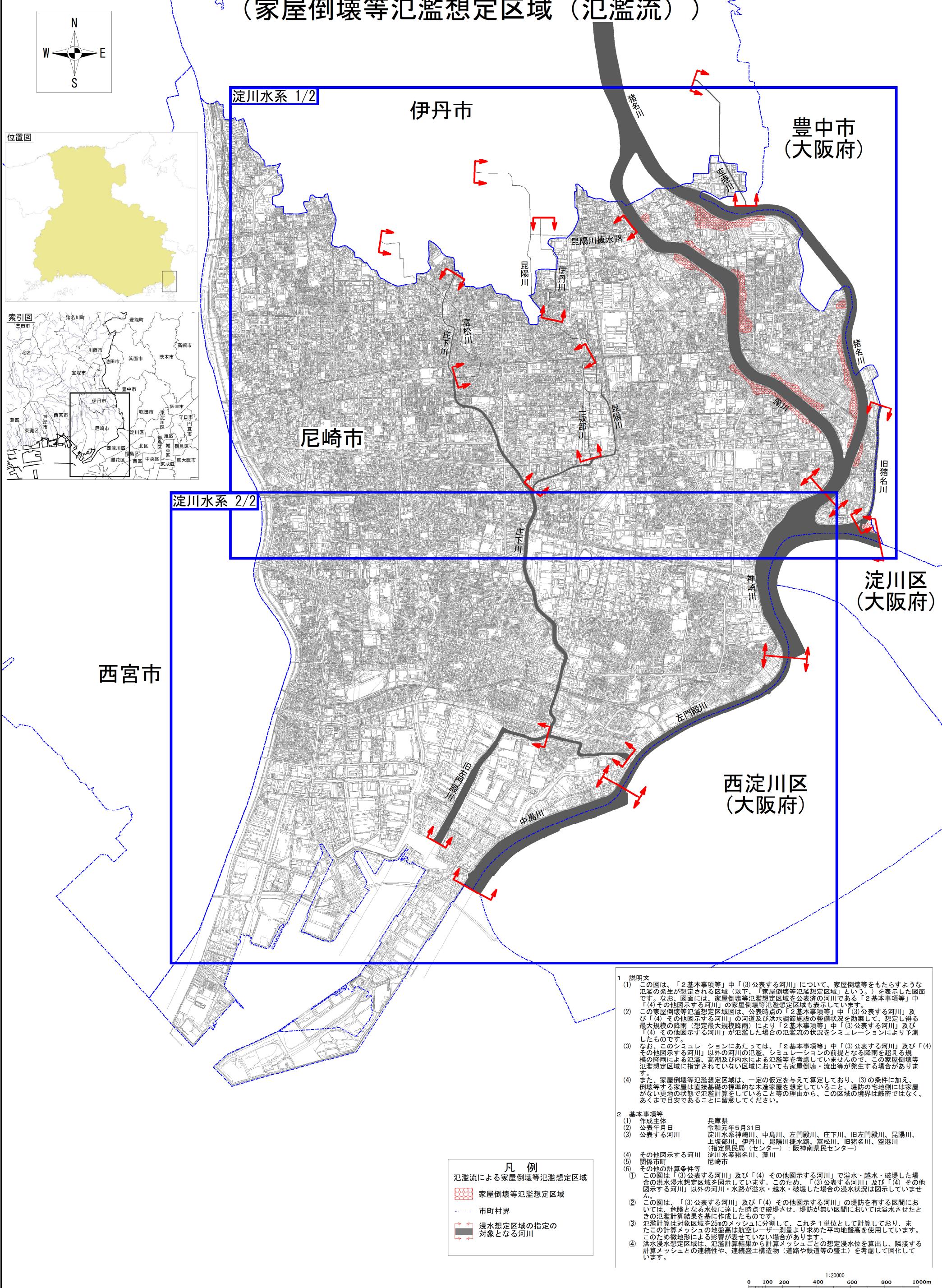
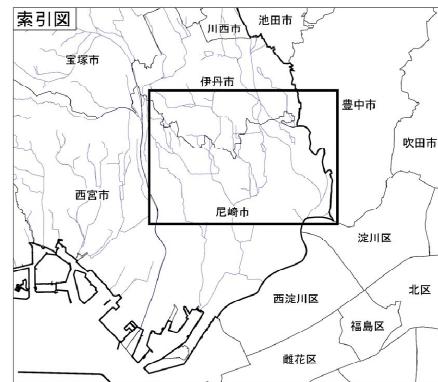
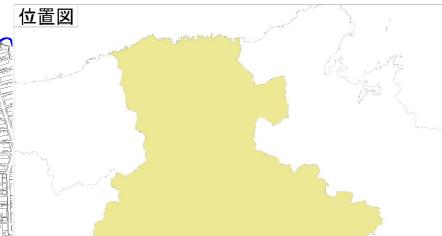
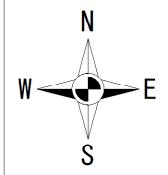


# 淀川水系洪水浸水想定区域図 (家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流))



# 淀川水系洪水浸水想定区域図 (家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流))【1/2】

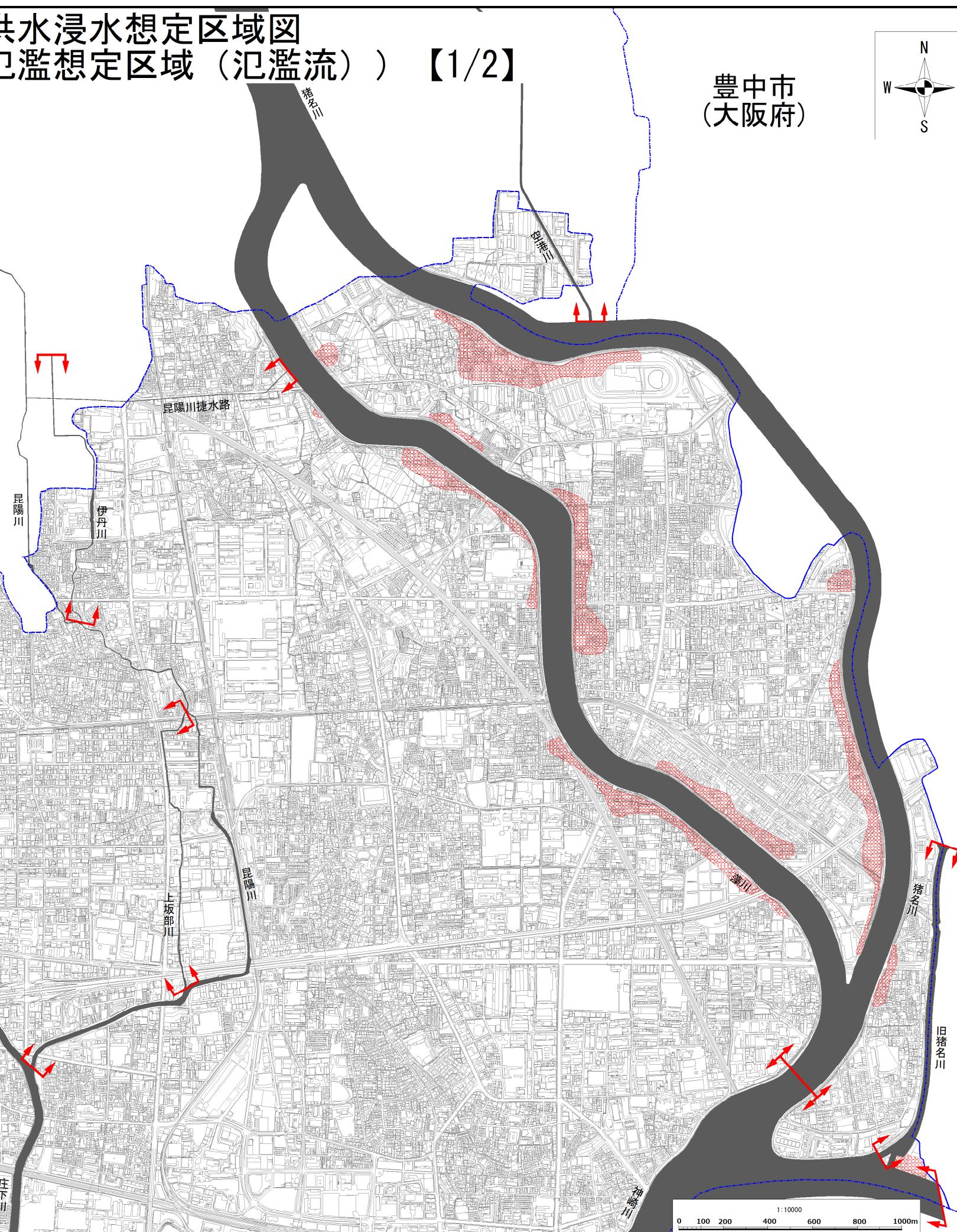
豊中市  
(大阪府)



伊丹市

尼崎市

尼崎市



## 凡例 氾濫流による家屋倒壊等氾濫想定区域

- 家屋倒壊等氾濫想定区域
- - - 市町村界
- 浸水想定区域の指定対象となる河川

**1 説明文**

(1) この図は、「2基本事項等」中「(3)公表する河川」について、家屋倒壊等をもたらすような氾濫の発生が想定される区域（以下、「家屋倒壊等氾濫想定区域」という。）を表示した図面です。なお、図面には、家屋倒壊等氾濫想定区域を公害源の河川である「2基本事項等」中「(4)その他図示する河川」の公害時点の「基本事項等」中「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」の河床及び洪水調節施設の整備状況を勘案して、想定し得る最大規模の降雨（想定最大規模降雨）により「2基本事項等」中「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」が氾濫した場合の氾濫流の状況をシミュレーションにより予測したものです。

(2) なお、このシミュレーションにあたっては、「2基本事項等」中「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」以外の河川の氾濫、シミュレーションの前提となる降雨を超える規模の降雨（想定最大規模降雨）により「2基本事項等」中「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」が氾濫した場合の家屋倒壊等が発生する場合があります。

(3) また、家屋倒壊等氾濫想定区域は、一定の仮定をとて算定しており、(3)の条件に加え、倒壊等する家屋は直接基準の標準的な木造家屋を想定していること、堤防の宅地側には家屋がない更地の状態で氾濫計算をしていること等の理由から、この区域の境界は厳密ではなく、あくまで目安であることに留意ください。

**2 基本事項等**

(1) 作成主体 兵庫県  
(2) 公表年月日 平成27年5月31日  
(3) 公表する河川 淀川水系神崎川、中島川、左門殿川、庄下川、旧左門殿川、昆陽川、上坂部川、伊丹川、昆陽川捷水路、富松川、旧猪名川、空港川  
(4) その他図示する河川 淀川水系猪名川、藻川  
(5) 関係市町 尼崎市  
(6) その他の計算条件等

- ① この図は「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」で溢水・越水・破堤した場合の洪水浸水想定区域を図示しています。このため、「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」以外の河川・水路が溢水・越水・破堤した場合の浸水状況は図示していません。
- ② この図は、「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」の堤防を有する区間においては、危険となる水位に達した時点で破堤させ、堤防が無い区間においては溢水せたときの氾濫計算結果を基に作成したものです。
- ③ 浸水計算は対象区域を25mのメッシュに分割して、これを1単位として計算しており、またこの計算メッシュは航空レーベル測量より求めた平均地盤高を使用しています。
- ④ 洪水浸水想定区域は、氾濫計算結果から計算メッシュごとの想定浸水位を算出し、隣接する計算メッシュとの連続性や、連続盛土構造物（道路や鉄道等の盛土）を考慮して図面化しています。

# 淀川水系洪水浸水想定区域図 (家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流))【2/2】

